第百七十一条の三中「第五十条の十及び第五十条の十一」を「第五十条の十一及び第五十条の十二」に改め、「計器飛行証明」の下に「、同条第二項の操縦教育証明」を加え、「法第二十九条第一項（」を「、法第二十九条第一項（」に、「試験」とあるのは「」を「試験若しくは法第七十一条の三第一項の審査」とあるのは「若しくは」に、「第五十条の十中」を「第五十条の十一中」に改める。

第二百三十八条中「耐空検査員が耐空検査員の証」を「耐空検査員又は操縦技能審査員が耐空検査員の証又は操縦技能審査員の証」に改め、同条の表二の項中「場合」の下に「（当該変更について第五十条の十第一項の規定による承認を受けた場合を除く。）」を加え、同表中十一の項を十二の項とし、十の項を十一の項とし、九の項の次に次のように加える。

| | | |
|---|---|---|
| 十 | 操縦技能審査員 | 操縦技能審査員の証を失つた場合（十日以内に第百六十二条の九の規定により再交付を申請する場合を除く。） | 失つた事由及び日時 |

第二百三十八条の二中「第百六十一条第二項」の下に「、第百六十二条の十四第三項」を加える。

第二百四十条第一項中第二十四号の六を第二十四号の十とし、第二十四号の五を第二十四号の九とし、第二十四号の四を第二十四号の八とし、第二十四号の三の次に次の四号を加える。

二十四の四　法第七十一条の三第一項の規定による認定
二十四の五　法第七十一条の三第二項の規定による許可
二十四の六　法第七十一条の三第四項の規定による権限
二十四の七　法第七十一条の四第一項の規定による指定

第二百四十条第一項中第六十号の二を第六十号の九とし、第六十号の次に次の七号を加える。

六十の二　第百六十二条の八第一項の規定による交付
六十の三　第百六十二条の九の規定による再交付
六十の四　第百六十二条の十二の規定による返納の受理
六十の五　第百六十二条の十五第二項の規定による提出の受理
六十の六　第百六十二条の十六第一項の規定による提出の受理
六十の七　第百六十二条の十六第二項の規定による返還
六十の八　第百六十二条の十六第三項の規定による提出の受理

第二百四十条第一項第六十五号中「同表十の項」を「同表十の項に係る届出の受理、同表十一の項」に、「同表十一の項」を「同表十二の項」に改める。

第二百四十二条の表一の項中「及び十一の項」を「、十一の項及び十二の項」に改め、同表二の項中「第二十四号の三」の下に「及び第二十四号の五」を加え、同表三の項中「第二百四十条第一項第二十四号の四」を「第二百四十条第一項第二十四号の八」に、「第二十四号の六」を「第二十四号の十」に、「第六十号の二」を「第六十号の九」に、「第二百三十八条の表十の項及び十一の項」を「第二百三十八条の表十一の項及び十二の項」に改め、同表四の項中「第八号の三」の下に「、第二十四号の四、第二十四号の六、第二十四号の七」を、「第五十九号」の下に「、第六十号の二から第六十号の八まで」を、「権限」の下に「並びに同項第六十五号の権限（第二百三十八条の表十の項に係る届出の受理に係るものに限る。）」を、「指定」の下に「、当該認定」を加え、「若しくは当該証明の限定の変更」を「、当該証明の限定の変更若しくは当該検定」に改め、「型式証明等」の下に「、当該認定若しくは当該審査」を加える。

第二百四十三条第一項の表五の項中「第二百三十八条の表十一の項」を「第二百三十八条の表十二の項」に改める。

別表第二定期運送用操縦士の項第一号中「飛行機による機長以外の操縦者としての飛行時間」を「構造上、一人の操縦者で操縦することができる飛行機による機長以外の操縦者としての飛行時間（特定の方法又は方式により飛行する場合に限りその操縦のために二人を要する飛行機にあつては、当該特定の方法又は方式による飛行時間を除く。）」に改め、同号イ中「百五十時間」を「百八十時間」に改め、「機長としての飛行」の下に「又は百時間以上の野外飛行を含む五百時間以上の機長の監督の下に行う機長見習業務としての飛行」を加え、同項第二号中「回転翼航空機による機長以外の操縦者としての飛行時間」を「構造上、一人の操縦者で操縦することができる回転翼航空機による機長以外の操縦者としての飛行時間（特定の方法又は方式により飛行する場合に限りその操縦のために二人を要する回転翼航空機にあつては、当該特定の方法又は方式による飛行時間を除く。）」に改め、同号イ中「百五十時間」を「百八十時間」に改め、同項第三号中「飛行船による機長以外の操縦者としての飛行時間」を「構造上、一人の操縦者で操縦することができる飛行船による機長以外の操縦者としての飛行時間（特定の方法又は方式により飛行する場合に限りその操縦のために二人を要する飛行船にあつては、当該特定の方法又は方式による飛行時間を除く。）」に改める。

別表第二事業用操縦士の項第一号中「飛行機による機長以外の操縦者としての飛行時間」を「構造上、一人の操縦者で操縦することができる飛行機による機長以外の操縦者としての飛行時間（特定の方法又は方式により飛行する場合に限りその操縦のために二人を要する飛行機にあつては、当該特定の方法又は方式による飛行時間を除く。）」に改め、「指定航空従事者養成施設において」の下に「飛行機による」を加え、同号イ中「百時間（」の下に「准定期運送用操縦士の資格を有する場合にあつては、七十時間（機長の監督の下に行う機長見習業務としての飛行時間を有するときは、当該時間（六十時間を限度とする。）を減じた時間とすることができる。）、」を加え、同号ロ中「二十時間」の下に「（准定期運送用操縦士の資格を有する者が機長の監督の下に行う機長見習業務としての野外飛行の時間を有するときの当該時間（十時間を限度とする。）又は回転翼航空機若しくは飛行船による機長としての野外飛行の時間を有するときの当該時間（六時間を限度とし、このうち飛行船に係るものについては三時間を限度とする。）のうちいずれかを減じた時間とすることができる。）」を加え、「（六時間以内は、回転翼航空機又は飛行船によるものをもつて充当することができる。ただし、飛行船によるものについては、三時間を限度とする。）」を削り、同項第三号中「回転翼航空機による機長以外の操縦者としての飛行時間」を「構造上、一人の操縦者で操縦することができる回転翼航空機による機長以外の操縦者としての飛行時間（特定の方法又は方式により飛行する場合に限りその操縦のために二人を要する回転翼航空機にあつては、当該特定の方法又は方式による飛行時間を除く。）」に改め、「指定航空従事者養成施設において」の下に「回転翼航空機による」を加え、同項第四号中「飛行船による機長以外の操縦者としての飛行時間」を「構造上、一人の操縦者で操縦することができる飛行船による機長以外の操縦者としての飛行時間（特定の方法又は方式により飛行する場合に限りその操縦のために二人を要する飛行船にあつては、当該特定の方法又は方式による飛行時間を除く。）」に改める。

別表第二自家用操縦士の項第一号中「有すること」の下に「又は独立行政法人航空大学校若しくは指定航空従事者養成施設において飛行機による次に掲げる飛行を含む三十五時間（模擬飛行時間を有するときは、当該時間（五時間を限度とする。）を減じた時間とすることができる。）以上の飛行訓練を受けたこと」を加え、同項第三号中「有すること」の下に「又は独立行政法人航空大学校若しくは指定航空従事者養成施設において回転翼航空機による次に掲げる飛行を含む三十五時間（模擬飛行時間を有するときは、当該時間（五時間を限度とする。）を減じた時間とすることができる。）以上の飛行訓練を受けたこと」を加え、同項の次に次のように加える。

| | |
|---|---|
| 准定期運送用操縦士 | 独立行政法人航空大学校又は指定航空従事者養成施設において飛行機による次に掲げる飛行を含む二百四十時間（模擬飛行時間を有するときは、当該時間を減じた時間とすることができる。）以上の飛行訓練を受けたこと。<br>一　次に掲げる飛行を含む三十五時間（模擬飛行時間を有するときは、当該時間（五時間を限度とする。）を減じた時間とすることができる。）以上の飛行<br>イ　十時間以上の単独飛行<br>ロ　出発地点から二百七十キロメートル以上の飛行で、中間において二回以上の生地着陸をするものを含む五時間以上の単独操縦による野外飛行<br>ハ　夜間における離陸、着陸及び航法の実施を含む二十時間以上の同乗教育飛行 |